

(質問第三十六号) 昭和二十二年八月十六日配付

政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十五日

田村文吉

参議院議長 松平恒雄殿

政府買上又は財産税徴収により物納せる土地に対する公租其他の負担に關する質問主意書

今年度当初以來地主が農地調整法又は財産税の物納許可に由り田畑を一旦國有に移したと認めらるる場合、今年度右土地よりの収入は皆無なるに拘らず今年度地租、農業会費、水利費等の負担を受くるは甚だしき不合理であると思ふ。

之に対し政府は如何なる見解を有し如何なる処置を講ぜられんとするか、政府の答弁を願います。